



第1回

**k-Biz**

【k-Biz (ケービス) はKushiro-Business (クシロビジネス) の略称です】

# くしろ起業サポート相談会

新事業の創造で域外市場に参入しましょう！



## 【コーディネーター】小出 宗昭 氏

1959年生まれ。法政大学経営学部卒業後、静岡銀行入行。独立後(株)イドムを創業。2008年より「富士市産業支援センター f-Biz (エフビス)」センター長。

2005年2月「Japan Venture Award 2005」起業支援家部門で経済産業大臣賞を受賞。

**9月4日**

**9時～17時**

**三ッ輪ビル4階 会議室**

**参加費：無 料**

あなたの会社は今様々な問題を抱えて立ち往生していませんか？新しいビジネスを始めるのに躊躇していませんか？

今こそ自社の魅力を再発見しましょう。

中小企業家同友会は会社が健全に運営されるためのお手伝いをさせていただきます。

挑戦が挑戦を生み、やがては地域全体が元気になってゆく…あなたの会社が魅力的であるなら、地域も魅力的で輝くのです。

こんな方が相談して、成功を収めました

### ケース1◆A社「良いものでも、適切に伝えないと伝わらない」

A社は金属の試作品を作る会社。小出氏は同社の「高度・精緻な技術、短納期、小量加工受注」という特筆すべき特徴を大きくアピールするため、既存のサービスに「試作特急サービス3DAY」というネーミングをし、改めてPRすることで同社の良いところを顧客に認識してもらった。新規取引先にもこのサービスをきっかけに様々な受注を得るようになった。

### ケース2◆B社「価値あるものには適正な価格をつけましょう」

B社は特殊LED光を用いた高栄養野菜を商品化。小出氏に販売法を相談したところ、「農商工連携モデルの認定を受け、制度活用の中で販路拡大を行っては」と提案された。売り先が「ファーマーズマーケット」から「デパート」に変わったため、当初考えていた値段の倍以上で取引されるようになった。



F A X    0 1 5 4 - 3 1 - 0 9 4 4 （同友会事務局ゆき）

| くしろ起業サポート相談会申込み（地域起業サロン事業） |                                                                                           |       |  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 会 社 名                      |                                                                                           | 連 絡 先 |  |
| 所 在 地                      |                                                                                           |       |  |
| 担 当 者                      | 役 職                                                                                       | 氏 名   |  |
| 希望の<br>相談時間                | （      午 前          or          午 後      ）      ご希望のお時間に○をつけてください<br>詳しい相談時間は追って御連絡差し上げます |       |  |
| 相談内容<br>※（具体的に記載<br>して下さい） |                                                                                           |       |  |

※相談内容例：「新しい商品を作ったけれど、売り上げが伸び悩んでいる」「自社の設備は老朽化しており新しい機械を入れる資金的余裕がない」「こんな商品が出来たけれど売り方について自信が無いのでアドバイスして欲しい」等、出来るだけ具体的に記載願います。

### ＜中小企業振興基本条例Q & A＞

釧路管内には道内に先駆けて「中小企業振興基本条例」（釧路市は中小企業基本条例）が制定される自治体が多くありますが、「中小企業振興基本条例」は実際に中小企業の経営にどんな変化をもたらすのでしょうか。

素朴な疑問にお答えします。

#### Q1 中小企業振興基本条例はどんな条例？

- ・ 地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために策定された条例です



#### Q2 「中小企業振興基本条例」が制定されたら何が変わるの？

- ・ 中小企業振興の基本的施策が明確になるので、中小企業に対する支援がより明確になります。  
また、自治体・中小企業・大企業・市民の役割を明確にしているため、今後の施策もより具体的になります。

#### Q3 中小企業家同友会は何をするの？

- ・ 同友会は将来的な地域雇用、地域経済の持続性を考え、新たな産業を興し域内循環を高め、情報を発信して地域外の商圏と連携することが重要だと考えます。
- ・ そこで、釧路市と連携して「地域起業サロン事業」を進めています。

#### Q4 「地域起業サロン事業」では何をするの？

- ・ 富士市産業支援センター・センター長の小出宗昭氏が定期的にコンサルティング業務を行う(当相談会)。相談会は今年度（11・1・3月開催予定）
- ・ 同友会事務局は相談会、セミナーを開催するとともに相談者に向けた情報提供と事業の周知徹底を図る